



2020.3月号
 発行
 砂川商工会議所
 砂川市西4条北4丁目
 TEL(代)52-4294・FAX52-4296
 編集
 砂川商工会議所広報委員会
 (通巻 600号)
<http://sunagawa-cci.com/>
 E-mail:sunacci@ninus.ocn.ne.jp

❖❖❖❖❖❖❖❖❖ **会員健康診断について** ❖❖❖❖❖❖❖❖❖

砂川商工会議所では、会員事業所の役員、従業員の健康管理をサポートするため健康診断を実施します。生活習慣病等の予防の為に、早い時期からの適切な健康診断と結果に基づいた健康管理が大切です。また、事業所は労働安全衛生法により1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行うことが義務づけられています。安心・安全な職場づくりに、是非当所の健康診断をご利用下さい。

また、協会けんぽに加入している方は、協会けんぽの健康診断を受診できます。受診を希望される方は健診内容等をご確認の上申込み下さい。

健診日時：令和2年4月20日（月）8時30分～15時
 ※受付終了時間 14時30分

健診場所：砂川商工会議所

健診機関：医療法人社団 慶友会 健康相談センター

申込方法：同封の「健康診断申込書」に必要事項を記入の上、3月31日（火）までに慶友会健康相談センターへFAXにてお申込み下さい。

申込先：慶友会健康相談センター 【FAX】0166-48-5060

その他：協会けんぽの健診を受診される方は、胃部レントゲン（バリウム）検査の都合上、午前中の受診が必須となります。

※一般の健診を受診される方は、午後からの受診をお願いする場合がございますのでご了承ください。

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

令和2年度北海道支部の保険料率が変わります

令和2年度の健康保険・介護保険料率は3月分(4月納付分)から変更となります。ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。(保険料額表はホームページをご覧ください。)

令和2年3月分(4月納付分)から変更

①40歳以上65歳未満の加入者ご本人(被保険者)さま

平成31年度		令和2年度	
12.04%		12.10%	
健康保険料率 10.31%	介護保険料率 1.73%	健康保険料率 10.41% (+0.10%) ↑	介護保険料率 1.79% (+0.06%) ↑

②上記①以外の加入者ご本人(被保険者)さま

平成31年度		令和2年度	
10.31%		10.41%	
健康保険料率 10.31%	介護保険料率 —	健康保険料率 10.41% (+0.10%) ↑	介護保険料率 —

※任意継続被保険者の方は4月分(4月10日納付期限分)から変更となります



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 011-726-0352(代表)

協会けんぽ

検索

Y E G コーナー

第2回臨時

会員総会開催

「令和2年度

副会長・専務理事・

理事が決定！」

2月17日(月)午後6時30分より、酒房花いたに於いて第2回臨時会員総会が開催されました。

昨年12月の臨時会員総会において、次年度会長には住亮太郎君が決定しており、青年部役員選出規定第6条により、次年度会長が当該年度の副会長・専務理事・理事を選任し総会の承認をもって決定することになっており、次のとおり副会長2名、専務理事1名、理事7名を選任し出席者全員一致により承認されました。

令和2年度

役員・理事(敬称略)

会長 住 亮太郎(新任)

(有)池川生花店

代表取締役

副会長 多比良和伸(新任)

タヒラ・デンタルクリエイション

代表

副会長 増井 悟(新任)

(株)増建 代表取締役

専務理事 佐 伯 充(新任)

(株)砂川ガス

専務取締役

理事 八巻 崇泰(再任)

(有)ヤマキ自動車工業

代表取締役

理事 田宮 正之(再任)

(有)田宮板金工業

専務取締役

理事 榎原 圭太(再任)

北斗総業(株) 工場長

理事 高橋 正宗(再任)

(株)川上鐵工製作所

常務取締役

理事 日影 館省吾(再任)

北海道運搬機(株)空知支店

支店長

理事 水島 聖一(再任)

三共建具工業(株)

専務取締役

理事 池内 一也(新任)

(有)カネイ池内商店

代表取締役

監事 宇之津寿男(再任)

マルホー産業(株)

代表取締役

監事 北谷 洋文(新任)

(株)北谷組 常務取締役

※会員の皆様ご協力方よろしく
お願い致します。



Y E G のうごき 2月

15日▼第9回Y E Gが創る夢あ

る北海道会議 留萌市

17日▼第2回臨時会員総会

酒房花いた

21日▼日本Y E G第39回全国大

会 静岡県沼津市

受動喫煙防止対策についてのお知らせ

健康増進法の改正により、飲食店など多数の方が利用する施設は、令和2年4月1日から原則屋内禁煙に、喫煙可能な場所には20歳未満の方は立入禁止となります。

また、多数の方が利用する施設等について、その区分に応じて一定の場所を除き喫煙を防止し、当該施設等の管理権原者等が講ずべき措置等が定められました。

○規制対象となるたばこ

たばこ葉を燃焼または加熱するたばこ製品
例…紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこなど
※葉たばこを原料としない、いわゆる「電子たばこ」は規制対象外です。

○施設の管理権原者等に課せられる主な義務

- ①屋内に喫煙可能な場所を設置する際、その旨を示す標識を掲示する義務
- ②喫煙可能な場所からたばこ煙の流出を防止するための基準に適合させる義務
- ③喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等の設置をしない義務

- ④喫煙場所を設置する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮する義務
- ⑤喫煙室内へ20歳未満の方(従業員を含むすべての方)を立ち入らせない義務
- ⑥喫煙目的室及び喫煙可能室設置施設の営業に関する広告・宣伝は明瞭かつ正確に喫煙環境を表示する義務
※①～③の義務違反があった場合、指導に応じないなどの違反があった場合、罰則(過料)が適用される場合があります。

以下の全てに該当し、令和2年4月1日以降も店内で喫煙しながら飲食可能な店として営業する場合は届け出が必要です。

- ①令和2年3月31日以前に飲食店等営業許可を受け、かつ設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っている
- ②客席面積が100㎡以下
- ③資本金または出資の総額が5,000万円以下
詳細はお近くの道立保健所、または下記ホームページへ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/hokensho/hokensho.htm>

雇用保険制度の一部が変わります

雇用保険被保険者となる高年齢労働者（満64歳以上）についての保険料免除制度が廃止となります。

◎これまでは、保険年度の初日（4月1日）において、満64歳に達している被保険者は、雇用保険料が事業主負担及び被保険者も免除されておりました。



免除制度廃止

◎雇用保険料の免除制度は「令和2年3月31日まで」となっており、「令和2年4月1日から」は、雇用保険料の適用対象となり、事業主及び被保険者自身も雇用保険料の負担が必要となります。

詳しくは、最寄りのハローワークもしくは、当所までお問い合わせ下さい。

厚生労働省よりイベント開催に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、国民や事業主の皆様方のご協力をお願い致します。

最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分に取れない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされています。

イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願い致します。尚、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではありません。

また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加しないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

国民の皆様においては、風邪のような症状がある場合は、学校や仕事を休み、外出を控えるとともに、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染拡大防止につながる行動にご協力をお願い致します。特に高齢の方や基礎疾患をお持ちの方については、人込みの多い所はできれば避けていただくなど、感染予防にご注意いただくよう、お願い致します。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解に加え、生徒や従業員の方々が休みやすい環境整備が大切であり、テレワークや時差通勤も有効な手段であります。関係の皆様のご協力をお願いいたします。

尚、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととしています。

砂川イベント情報

3月21日(土)

札幌交響楽団砂川公演 MOZART & BEETHOVEN

地域交流センターゆう

※場合により、開催日等の変更がありますのでご了承ください。

税の確定申告

期限延長のお知らせ

2月17日(月)から始まった確定申告について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、贈与税及び申告所得税(及び復興特別所得税)の申告・納付期限は3月16日(月)、個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告・納付期限は3月31日(火)となっておりましたが、すべて**4月16日(木)まで延長**することとなりました。

常議員会のうごき 2月

第5回常議員会開催

- ▽日時 令和2年2月27日(木) 12時
- ▽場所 砂川パークホテル
- ▽報告事項
 - (1) プレミアム商品券換金状況報告及び消費税対策砂川市プレミアム付商品券換金状況報告について
 - (2) 主要業務報告2月・3月行事予定について
 - (3) 会員異動調書について
 - (4) 各会計報告について(令和2年1月現在)
 - (5) 各委員会報告について

街頭放送事業の廃止について

当所で実施しております街頭放送事業ですが、センサーの減少及び国道12号線の無電中化工事の関係で、放送設備を継続して設置することが難しくなったため、令和2年3月31日をもって事業を廃止することとなりました。長い間ご利用、ご協力いただき誠にありがとうございました。

▽協議

- (1) ポイント事業協同組合の解散に伴う負債額の援助について
- (2) 令和元年度一般・事業サービス会計・相談所特別会計計補正予算(案)について
- (3) 商工会議所法の改正に伴う定款変更について
- (4) 砂川商工会議所事業継続計画(BCP)について
- (5) 創立70周年記念について
- (6) 街頭放送事業の廃止と設備撤去について
- (7) 簿記検定について
- (8) 受動喫煙の防止について
- (9) 受託事務委託料の改正案について

委員会のうごき 2月

第3回総務委員会開催

去る、2月20日(木)12時より当所第1会議室に於いて第3回総務委員会が開催され、次の報告と議案について審議されました。

- ▽報告
 - (1) 会員異動状況について
 - (2) 令和元年度一般会計・事業サービス会計・相談所
- ▽議案
 - (1) ポイント事業協同組合の解散に伴う負債額の援助について
 - (2) 令和元年度一般会計・事業サービス会計・相談所

特別会計補正予算について

- (3) 商工会議所法の改正に伴う定款変更について
- (4) 砂川商工会議所事業継続計画(BCP)について
- (5) 創立70周年記念について
- (6) 街頭放送事業の廃止と設備撤去について
- (7) 簿記検定について
- (8) 受託事業「事務委託料」の改定(案)について
- (9) 受動喫煙の防止について

第11回広報委員会開催

去る、2月25日(火)12時より当所第1会議室に於いて第11回広報委員会が開催され、次の議案について審議されました。

- ▽議案
 - (1) 掲載記事の検討について
 - (2) 街頭放送事業の廃止と設備撤去について

会議所のうごき 2月

- 3日▼砂川市共同募金委員会第4回理事会
- 5日▼(公社)滝川地方法人会新春講演会 滝川市
- 6日▼砂川市地域通年雇用促進協議会 市役所
- 7日▼第11回三役会 会議所
- 18日▼全道商工会議所専務理事

会議 札幌市

- 20日▼第3回総務委員会 会議所
- 21日▼国民健康保険運営協議会 市役所
- 24日▼第154回簿記検定 砂川パークホテル
- 25日▼第11回広報委員会 会議所
- 27日▼第5回常議員会 砂川パークホテル
- 28日▼第12回三役会 会議所
- 29日▼赤羽国土交通大臣との政策懇談会 岩見沢市

会議所のうごき 3月

- 16日▼第6回常議員会 砂川パークホテル
- 23日▼第12回広報委員会 会議所
- 26日▼臨時議員総会 砂川パークホテル

お買い物は地元商店街で!